

○御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付要綱

平成19年 3月30日告示第26号

改正

平成20年 3月 6日告示第 7号

平成21年 4月 1日告示第36号

平成21年12月 1日告示第111号

平成24年 2月21日告示第22号

平成24年12月25日告示第156号

平成30年 2月16日告示第18号

平成30年12月17日告示第156号

令和 2年 1月14日告示第 4号

令和 4年 3月22日告示第55号

御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新エネルギー・省エネルギー機器（以下「機器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この告示に基づき補助金の交付を受けることができる者は、市税等の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する又は第7条に規定する完了報告までに市内に転入し、住所を有する予定の者（以下「市民」という。）

(2) 市内に事業所を有する又は第7条に規定する完了報告まで市内に事業所を有する予定の事業者（以下「事業者」という。）

(交付の対象機器及び補助金の額)

第3条 交付の対象機器及び補助金の額は、別表のとおりとし、交付の対象機器ごとに1

世帯又は1事業者につき1回限りとする。ただし、事業者にあつては、経済活動を行っている場所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の設置に係る見積書の写し
- (2) 機器等の設置に係る契約書の写し
- (3) 機器等の形状、規格等を説明する資料
- (4) 太陽光発電システムを設置する場合は、モジュールの配置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請があつたときは、交付申請書等を審査し、補助金交付の可否を決定し、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）又は新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、新エネルギー・省エネルギー機器設置計画変更届出書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 申請した事項の内容を変更しようとするとき。
- (2) 設置を中止したとき。

(完了報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、機器等の設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、新エネルギー・省エネルギー機器設置完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 機器等の設置に係る領収書及び領収書内訳の写し
- (2) 機器等の設置完了後の写真
- (3) ナンバープレートが確認できる写真及び車検証の写し（クリーンエネルギー自動

車の場合)

(4) ナンバープレートが確認できる写真及び原動機付自転車標識交付証明書の写し  
(超小型モビリティの場合)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第8条 市長は、前条の完了報告があったときは、完了報告書等を審査し、当該補助対象事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の交付確定通知書を受領したときは、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金を請求し、市長は請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(御前崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 御前崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成18年御前崎市告示第

16号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、御前崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月6日告示第7号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第36号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月21日告示第22号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日告示第156号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月16日告示第18号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月17日告示第156号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月14日告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日告示第55号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

交付の対象機器	交付の対象者	交付の条件	補助金の額
太陽光発電システム	市民・事業者	(1)未使用品であること。 (2)発電した電力を自らの居住の用に供	太陽電池モジュールの出力1kW当たり2万円とし、8万円を限度とする。その

		<p>する住宅又は自らの事業の用に供する建物に供給するために設置するものであること。ただし、自らが居住する賃貸住宅に設置する場合は、補助対象外とする。</p>	<p>額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
家庭用蓄電池	市民	<p>(1)未使用品であること。</p> <p>(2)自らが居住する住宅に設置すること。ただし、賃貸住宅に設置する場合は、補助対象外とする。</p> <p>(3)太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置を備えたシステムで定置式のものであること。</p>	<p>蓄電容量1kWh当たり2万円とし、8万円を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
太陽熱利用システム	市民	<p>(1)未使用品であること。</p> <p>(2)自らが居住する住宅に設置すること。ただし、賃貸住</p>	<p>1基当たり2万円とする。</p>

		宅に設置する場合は、補助対象外とする。	
クリーンエネルギー自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））、超小型モビリティ（ミニカー）	市民・事業者	初度登録で、自家用のものであること。	購入額の10%とし、10万円を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

備考

当該年度内に対象機器の設置が完了し、かつ支払が完了していること。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号(第4条関係)

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
名称及び代表者名  
(署名又は記名押印)  
電 話 番 号

年度において新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ついては、申請者及び世帯員又は事業者に係る市税、水道料金等の納付状況調査の実施について同意します。

設置場所	御前崎市
設置する機器等の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車・超小型モビリティ
太陽電池モジュールの最大出力	kW（太陽光発電システムを設置する場合に記入）
蓄電容量	kWh（家庭用蓄電池を設置する場合に記入）
家庭用蓄電池設置の確認	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムと同時に設置 <input type="checkbox"/> 以前に太陽光発電システムを設置済 _____ kW <small>（家庭用蓄電池を設置する場合に記入）</small>
補助金交付申請額	円
機器等の設置に係る事業費	円（税込）
設置工事着工予定年月日	年 月 日
設置完了予定年月日	年 月 日
施工業者連絡先	住 所： 会 社 名： 電 話 番 号： 担当者氏名：

【添付書類】

1. 機器等の設置に係る見積書の写し
2. 機器等の設置に係る契約書等の写し
3. 機器等の形状、規格等を説明するパンフレット等の資料
4. 太陽光発電システムの場合は、モジュールの配置図
5. その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長

印

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金について下記条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
補助対象機器	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車・超小型モビリティ
補助金交付の条件	(1) この経費は、新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金であるからこの目的以外に支出することはできない。 (2) 事業を実施しない場合又は一部を実施することを要しなくなった場合等経費に不要額を生じたときは、返還させるものであること。 (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ア 申請した事項の内容を変更しようとするとき。 イ 設置を中止したとき。

様式第3号（第5条関係）

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

様式第4号(第6条関係)

新エネルギー・省エネルギー機器設置計画変更届出書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
(名称及び代表者名)  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた新エネルギー・省エネルギー機器設置について、次のとおり申請の内容を変更したいので、承認されるよう届け出ます。

1. 変更（中止）対象機器

- 太陽光発電システム
- 家庭用蓄電池
- 太陽熱利用システム
- クリーンエネルギー自動車・超小型モビリティ

2. 変更（中止）の内容

3. 変更（中止）の理由

4. 交付決定額等 (1) 当初決定額 円  
(2) 変更（中止）後補助申請額 円

【添付書類】

- 変更（中止）内容がわかる書類（変更契約書等）
- 機器パンフレット等（形式が変更の場合）

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

新エネルギー・省エネルギー機器設置完了報告書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
〔名称及び代表者名〕  
電 話 番 号

年度において新エネルギー・省エネルギー機器の設置が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

設置場所	御前崎市
設置した機器等の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車・超小型モビリティ
太陽電池モジュールの最大出力	kW (太陽光発電システムを設置した場合に記入)
蓄電容量	kWh (家庭用蓄電池を設置した場合に記入)
交付決定を受けた額	円
設置に係る事業費	円 (税込)
設置完了年月日	年 月 日
施工業者連絡先	住 所： 会 社 名： 電 話 番 号： 担 当 者 氏 名：

【添付書類】

1. 機器等の設置に係る領収書及び領収書内訳の写し
2. 機器等の設置完了後の写真（建物全景・設置状態及び設置した機器の型番が確認できるもの）
3. ナンバープレートが確認できる写真及び車検証の写し（クリーンエネルギー自動車の場合）
4. ナンバープレートが確認できる写真及び原動機付自転車標識交付証明書の写し（超小型モビリティの場合）
5. その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

御前崎市長



新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金として下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
補助対象機器	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車・超小型モビリティ

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金交付請求書

年 月 日

御前崎市長 様

請求者 住 所  
氏 名  
(名称及び代表者名)  
電 話 番 号

印

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金確定の通知を受けた新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金として、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 金庫		本店						
	農協 漁連		支店						
預金種別	口座番号								
フリガナ									
口座名義人									

※ゆうちょ銀行の場合は、店名、店番、預金種目、口座番号が確認できる通帳の写しが必要となります。